

# 中小企業も月 60 時間超の時間外労働で法定 割増賃金率 50%以上になります【2023 年 4 月施行】

労働基準法では、法定割増賃金率は月 60 時間以内の時間外労働について 25%以上、月 60 時間を超える時間外労働について 50%以上とすることが定められています。

しかし、中小企業においては、月 60 時間を超えても割増率は 25%と猶予が認められていましたが、働き方改革関連法の成立により、2023 年 4 月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月 60 時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が 50%以上となります。

なお、法定割増賃金率引き上げの概要と、猶予廃止までに企業が行なっておくべき対応等につきましては、別添資料「法定割増率引き上げとは」を参照して下さい。